

地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付要領

平成 24 年 5 月 24 日	24 温第 43 号
平成 25 年 5 月 10 日	25 温第 25 号
平成 26 年 5 月 13 日	26 環エ第 40 号
平成 28 年 4 月 13 日	28 環エ第 13 号
平成 29 年 4 月 10 日	29 環エ第 8 号
平成 30 年 4 月 12 日	30 環エ第 7 号
平成 31 年 4 月 16 日	31 環エ第 12 号
令和 2 年 4 月 14 日	2 環政ゼ第 13 号
令和 3 年 3 月 12 日	2 環政ゼ第 197 号
改正 令和 3 年 4 月 16 日	3 環政ゼ第 8 号

(趣旨)

第 1 この要領は、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 14 日付け 2 環政ゼ第 13 号。以下「要綱」という。）第 16 の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第 2

1 補助対象者

地域の特性を活かしてコミュニティレベルでのエネルギー自給率を向上させ、地域社会経済の活性化を図るための先行的事例の創出を行う市町村又は民間団体を補助対象者とする。

(1) 要綱第 2 及び第 3 で規定する民間団体は、次に掲げる場合に限り補助対象者として認めるものとする。

ア 民間団体として活動を行っていること。

イ 本事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる民間団体であること。

ウ 県内に事業所、事務所等の拠点があること。

(2) 要綱別表 2 に掲げる地域づくり協議会支援事業を行う場合にあっては、補助対象者を市町村長とする。

ただし、地域新電力を検討するための地域づくり協議会支援事業を行う場合にあっては、民間団体も補助対象者とする。

2 対象事業の例示

本事業における対象事業の例示は、別表 1 のとおりとする。

なお、当該事業で設置した施設等で熱利用・熱供給事業を行う場合は、当該事業により収益を得ることができる。

3 選定基準

要綱第 4 第 4 項に規定する事業計画の選定基準は、別表 2 のとおりとする。

(事業計画書等の提出等)

第3

1 事業計画書等の提出等

(1) この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める公募要領により県が実施する公募に応じて、あらかじめ要綱第4に定める地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書(様式1号)及び事業計画書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(2) 前号の規定による提出書類に添付する書類は次のとおりとする。

ア 事業計画図(位置図、見取図、設計図等)

イ 団体規約(定款)

ウ 最近2期分の決算書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに準ずる書類)

エ 直近の県税の納税証明書又は確定申告書

オ その他補足資料

事業の内容のわかる設計書、カタログ、写真、事業費に係る参考見積書、自然エネルギー推進の取組みのわかる資料、並びにその他知事が必要と認める書類。

ただし、補助対象者が市町村の場合にあっては、上記イ、ウ、エについては不要とし、補助対象者が個人の場合にあっては、上記イ、ウについては不要とし、エについては確定申告書を提出するものとする。

(3) 前号に掲げるもののほか、第1号の規定による提出書類には、長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)第12条第3項又は第4項の規定により提出した同条例第1項に規定する事業活動温暖化対策計画(同条例第9項の規定により報告すべき実施状況等(以下「実施状況等」という。))がある法人にあっては、直近の実施状況等を記載した書面の写し(当該年度が属する特定期間(長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)第4条第1項に規定する特定期間をいう。))に係るものに限る。)を添付するものとする。

なお、民間事業者が事業活動温暖化対策計画又は実施状況等を提出できないことにつきやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(4) この補助金の交付を受けようとする者が市町村であって、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を策定していないものは、第1号の規定による提出書類に当該計画の策定予定時期を記載した書面(任意様式)を添付するものとする。

2 選定委員会

(1) 要綱第4第5項で定める選定委員会の委員は以下の者から選出するものとする。

ア 行政関係者

イ 学識経験者

ウ その他知事が指定した者

(2) 選定委員会は、要綱第4第3項の意見書の提出があった場合は、要綱第4第5項の意見を述べる際の参考にするものとする。

3 早期着手

- (1) 補助対象事業の事業主体は、第5第2項で規定する補助金交付決定前に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかの理由に該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - ア 補助事業の性格上、その実施時期に制約を受けること。
 - イ 補助事業の性格上、特に長期を有すること。
 - ウ 早期着手により事業費の増額の防止が予想できること。
 - エ 他事業と関連し、早期に着手する必要があること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者は、要綱第4第1項により計画認定を受けた後に、当該事業実施に当り早期着手を必要とするときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業早期着手協議書（様式第14号）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、同意するものとし必要に応じて次の条件を付するものとする。
 - ア 補助金交付の決定までに起きた災害の復旧の責は、補助金の交付を受けようとする者が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金額等は補助金交付決定のときに変更することがあること。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、要綱第3第1項及び第3項で規定するほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第3第1項の別表2に掲げる地域主導型自然エネルギー推進事業のうち、(1)に係る経費（可能性調査、計画策定、設計）
報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費
- (2) 要綱第3第1項の別表2に掲げる地域主導型自然エネルギー推進事業のうち、(2)に係る経費（機器設備導入）
工事請負費（補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する経費）、並びにその他知事が必要と認めた経費
- (3) 要綱第3第1項の別表2に掲げる地域づくり協議会支援事業に係る経費（協議会開催、調査、報告書作成）
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、調査委託費、報告書等作成委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費

5 補助金の額

補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

6 補助対象となる消費税の扱い

- (1) 民間団体が補助金交付申請を行う場合には、補助金申請額算定段階において消費税は補助対象経費から除外して補助金交付申請を行うこと。
ただし、以下に掲げる者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ア 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）における納税義務者とならない者
- イ 免税事業者である者
- ウ 簡易課税事業者である者
- エ 消費税法別表第 3 に掲げる法人の者
- オ 課税事業者のうち課税売り上げ割合が低い等の理由で、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、地域主導型自然エネルギー創出支援事業消費税の仕入控除税額報告書（様式第 15 号）及び地域主導型自然エネルギー創出支援事業消費税に係る仕入控除税額集計表（様式第 16 号）によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額に補助率を乗じた額を知事に返還しなければならない。

7 遂行状況報告

要綱第 9 で定める地域主導型自然エネルギー創出支援事業遂行状況報告書は、様式第 10 号によるものとする。

(計画変更)

第 4 補助事業者は、要綱第 6 による補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、変更をしようとするときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業変更承認申請（届出）書（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。

2 前項の場合において、交付決定した補助金額に変更が生じる場合には、補助事業者は、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金変更交付申請書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前 2 項の規定による申請（届出）があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、当該事業計画の承認を行うものとし、必要に応じて変更交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第 5 補助事業者は、要綱第 4 第 4 項の規定による補助金額の内示を受けたときは、要綱第 5 第 1 項の規定により、地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付申請書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、要綱第 6 第 1 項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付して、補助金の交付決定をするものとする。

(1) 補助事業者は、規則、要綱、要領及び国の関係法令に従わなければならないこと。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控

除税額があることが確定した場合には、地域主導型自然エネルギー創出支援事業消費税の仕入控除税額報告書（様式第 15 号）によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額に補助率を乗じた額を知事に返還しなければならないこと。

(3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産、事業により設置した機械又は施設については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のもの。）を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）に定められているものについては、省令に定められている耐用年数に相当する期間、及び省令に定められていないものについては、別に定める期間をいう。以下同じ。）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、知事に返還させることがあること。

(5) 補助事業者は、事業により設置した施設等を当該施設等に係る処分制限期間内に知事の承認を受けずに、転用又は用途変更してはならないこと。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、あらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、所定の手続きを行うこと。

また、知事の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を知事に返還させることがあること。

(6) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産及び設置した施設等が処分制限期間内に補助金交付の目的を達成することができなくなった場合、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該補助対象施設等の設置した補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならない。

(7) 補助事業者は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 年間備え、及び整理保管しておかなければならないこと。

また、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。

(8) 知事は、補助事業者が（1）から（7）に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（入札差金）

第 6 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金

に係る補助金相当額を返還しなければならない。

ただし、この事業の目的に従い、施設整備等の内容を変更することにより、この事業の効果が増大するものと認められるときで、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 第3第1項第1号に規定する事業計画書に記載された数量を増加させることが見込まれるもの
 - (2) 補助事業に係る補助対象施設等と一体となって整備することが可能なもの
- 2 補助事業者は、入札又は見積りにより契約を締結したときは、速やかに地域主導型自然エネルギー創出支援事業入札結果報告書（様式第17号）を知事に提出するものとする。

（調査）

第7 補助事業者は、事業が完了したときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業実績報告書（様式第3号）を当該事業を実施した場所が存在する市町村を管轄する地域振興局長に提出するものとし、地域振興局長は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、添付書類等を確認し、様式第23号によりその結果を添付し知事に進達するものとする。

2 知事は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、次に掲げる事項に関して調査を実施するものとする。

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 会計簿及び補助簿等の会計関係書類
- (3) 契約関係書類
- (4) 補助金手続書類
- (5) 事業計画との整合その他出来形
- (6) 補助対象施設等の管理並びに運営に関する規定等の確認
- (7) 事業の成果をまとめた書類
- (8) その他知事が特に必要と認める事項

3 知事は、前項の規定による調査を実施したときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業調査調書（様式第18号）を作成するものとする。

4 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があったとき以外の場合であっても、要綱第4第1項の規定により承認した事業計画について、必要に応じて調査を行うことができる。また、この調査に関し補助事業者は、立会その他の協力をしなければならない。

5 知事は、その職員を指定して、第2項及び第4項の規定による調査を行うことができる。

（確定）

第8 知事は、第7第2項の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

（概算払請求）

第9 補助事業者は、第5第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補

助金額を上限として概算払を請求することができる。

- (1) 補助対象となる事業の出来形が 60 パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の 50 パーセント以内の額
 - (2) 出来形が 60 パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の 90 パーセント以内の額で補助対象となる補助対象経費に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額
- 2 知事は、前項の規定による概算払の請求があったときは、速やかに第 7 の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(管理)

第 10 補助事業者は、次に掲げる事項により管理するものとする。

- (1) 事業の補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増大した機械及び施設（以下この項において「機械施設等」という。）を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に則し、最も効率的かつ安全確保に配慮した効用を図ること。
- (2) 機械施設等ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立に努めること。
- (3) 機械施設等の管理運営の状況を明確にするために、その種類、所在、構造、規模、価格及び得喪変更の年月日を記載した台帳を備えておくこと。
- (4) 機械施設等の利用状況を明確にするため、使用日誌及び利用実績表を整備しておくこと。

(財産処分等)

第 11 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した補助対象施設等を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用又は担保に供しようとする（以下「財産処分」という。）とき、又は事業により取得した補助対象施設等の移転又は増築、改築、模様替え等（以下「増改築」という。）をしようとするときは、次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 財産処分

- ア 補助事業者は、財産処分をしようとするときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分承認申請書（様式第 13 号）を知事に提出するものとする。
- イ 知事は、アの規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に関する調査を行うものとする。
 - (ア) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の事業費及び補助金額に関すること
 - (イ) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の管理並びに運営に関すること
 - (ウ) 財産処分をしようとする理由
 - (エ) 財産処分をした後の当該事業に関する補助対象施設等の管理及び運営に関すること
 - (オ) その他この事業のうち、知事が特に必要と認める事項

ウ 知事は、イの規定による調査を行ったときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分調査調書（様式第 19 号）を作成するものとする。

エ 知事は、イの調査に基づき、適当と認めるときは補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

オ 補助事業者は、エの規定による財産処分の承認を受けて財産処分を行ったときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分報告書（様式第 20 号）を知事に提出するものとする。

カ 知事は、オの規定による提出があったときは、必要に応じて補助金の返還を命ずるものとする。

（2）増改築

ア 補助事業者は、増改築をしようとするときは、その 1 カ月前までに地域主導型自然エネルギー創出支援事業増改築届（様式第 21 号）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、アの規定による届出があったときは、増改築をしようとする補助対象施設等の調査を行うものとする。

ウ イの規定による調査は、第 1 号イからエまでの規定について「財産処分」を「増改築」に読み替えて行うものとする。

エ 知事は、イの規定による調査の結果、その増改築が事業の目的の範囲内で補助対象施設等の主要な機能の変更を行わない場合には、増改築届を受理するものとし、必要に応じてその旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、その職員を指定して、第 1 項各号の規定による調査を行うことができる。

（中止等）

第 12 補助事業者は、要綱第 6 第 1 項第 4 号の規定により事業の中止若しくは廃止をしようとするとき又は予定期間内に完了しないとき（以下「中止等」という。）は、要綱第 7 の規定に基づき、地域主導型自然エネルギー創出支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）又は地域主導型自然エネルギー創出支援事業期間延長承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による中止等承認申請書の提出があったときは、中止等をしようとする補助事業者等の調査を行うものとする。

3 知事は、その職員を指定して、前項の規定による調査を行うことができる。

4 第 2 項の規定による調査の結果、やむを得ないと認められる場合には、知事は補助事業者に対し、中止等を承認するものとする。

5 補助事業者が補助事業等の廃止の承認を受けたときは、第 7 に準じた手続を行うこととする。ただし、出来形がない場合にあっては、知事は第 7 第 2 項及び第 3 項の手続を省略することができる。

（災害報告）

第 13 補助事業者は、天災その他の事故により、事業により取得した補助対象施設等の財産に

被災があったときは、知事に届け出る。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、現地調査を行う。

(表示)

第14 補助事業者は、事業により取得した施設及び機械等の見やすい場所に事業名及び事業主体名を表示する。

(達成状況報告)

第15 補助事業者は、この要領の規定に基づく事業計画の達成状況を事業完了年度の翌年度から起算して3年間、地域主導型自然エネルギー創出支援事業達成状況報告書(様式第22号)により知事に報告するものとする。

また、報告の期限は調査対象年度の翌年度の6月末日までとする。

(繰越)

第16 補助事業者は、原則として、要綱第6により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その限りではない。

(1) 明許繰越

財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3第1項の規定により翌年度に繰越するもの

(2) 事故繰越

財政法第42条ただし書の規定により翌年度に繰越するもの

(3) 補助事業者は、(1)又は(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、やむを得ない理由により繰越を必要とするときは、地域主導型自然エネルギー創出支援事業繰越承認申請書(様式第24号)を、事業実施年度の1月31日までに知事に提出するものとし、地域主導型自然エネルギー創出支援事業期間延長承認申請書(様式第8号)の提出は不要とする。

(4) 知事は、前項の規定による申請があったときは、議会の議決を得た上で、補助事業者に対し、繰越承認を行うものとする。

(様式)

第17 本要領及び要綱で定める様式は、次のとおりとする。

(1) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画承認申請書(様式第1号)

(2) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業計画書(様式第2号)

(3) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金(変更)交付申請(実績報告)書
(様式第3号)

(4) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業費計画(実績)内訳書(様式第4号)

(5) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業資金調達計画(実績)書(様式第5号)

(6) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業変更承認申請(届出)書
(様式第6号)

- (7) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）
- (8) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業期間延長承認申請書（様式第8号）
- (9) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付申請取下書（様式第9号）
- (10) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業遂行状況報告書（様式第10号）
- (11) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第11号）
- (12) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業総括書（様式第12号）
- (13) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分承認申請書（様式第13号）
- (14) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業早期着手協議書（様式第14号）
- (15) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業消費税の仕入控除税額報告書（様式第15号）
- (16) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業消費税に係る仕入控除税額集計表（様式第16号）
- (17) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業入札結果報告書（様式第17号）
- (18) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業調査調書（様式第18号）
- (19) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分調査調書（様式第19号）
- (20) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業財産処分報告書（様式第20号）
- (21) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業増改築届（様式第21号）
- (22) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業達成状況報告（様式第22号）
- (23) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業実績確認書（様式第23号）
- (24) 地域主導型自然エネルギー創出支援事業繰越承認申請書（様式第24号）

附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

別表1（第2第2項関係）

- | |
|--|
| <p>1 地域主導型自然エネルギー推進事業</p> <p>地域の関係者が連携又は協働して地域のエネルギー自給率の向上に資するビジネスモデルも含めた先進的な事例構築等を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を核とした自然エネルギーを活用したエネルギー供給事業 ○地域資源循環型事業 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易集材機や薪割機のレンタルによる木質バイオマスの利活用事業など ・薪ステーションの設置運営や宅配型薪供給システムの構築による木質バイオマス流通ビジネスなど ○地域の効果的な熱供給・利用事業、又は地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資する熱供給・利用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱、バイオマス熱、温泉熱、太陽熱、雪氷熱利用事業など ○初期投資ゼロ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの熱利用・熱供給設備の導入に当って、初期投資の軽減を図るビジネスなど |
|--|

○地域資金活用型事業

- ・地域の住民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用によるビジネスなど

2 地域づくり協議会支援事業

自治会等の地域コミュニティが市町村と協働し、地域の特性を活かした自然エネルギー・省エネルギーや地域における再生可能エネルギー事業の支障事例の解消などに取り組む地域づくり協議会を開催する事業

○市町村や民間団体が地域コミュニティと協働し、地域還元や地域利益に資する再生可能エネルギーを活用する地域新電力事業の立ち上げなどのための協議会を開催する事業

○自治会や土地改良区等が連携し、農業用水路を活用した小水力発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、地域課題を解決することを目的とした協議会を開催する事業

○自治会や財産区が、所有する山林から生じる間伐材を活用して木質バイオマス燃料を製造し、その販売で得られる利益を財源として、地域を活性化することを目的とした協議会を開催する事業

○商工会が自治会と連携し、モデルとなる店舗等の屋根を活用した太陽光発電を行い、余剰電力を売電して得られる利益を財源として、当該店舗等の省エネルギーを目的とする改修や地域商品券の発行などにより地域経済を活性化させることを目的とする協議会を開催する事業

○法律や条例等に基づき、適正に実施されているものの、生活環境や景観など、環境に支障を及ぼしている再生可能エネルギー事業について、施設周辺への植栽など、支障解消に向けた方策を検討するための協議会を開催する事業

別表2（第2第3項関係）

1 地域主導型自然エネルギー推進事業

- (1) 本事業の便益が広く地域に還元されるものであり、自然エネルギーによる自給コミュニティ形成に資するものであること。
- (2) 地域主導による自然エネルギー事業を創出するため、ビジネスモデルも含めた地域に適した自然エネルギーを活かした事例の取組であること。
- (3) (民間団体の場合)地域の関係者と連携又は協働する取組みで、それぞれの役割分担が明確で、申請する団体は責任を持った事業執行体制が整っていること。
- (4) (市町村の場合)地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。
- (5) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (6) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (7) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。
- (8) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
- (9) 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されている事業であること(加点事由)。
- (10) その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。

2 地域づくり協議会支援事業

- (1) 自然エネルギー又は省エネルギーの活用により、エネルギー自立地域の形成に資する計画であること。
- (2) 地域の活性化又は地域課題の解決を目的とする協議会であること。
- (3) 地域コミュニティと協働して実施する事業であること。
- (4) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (5) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (6) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。
- (7) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
- (8) 1村1自然エネルギープロジェクトに登録又は申請が受理されていること(加点事由)。
- (9) その他、知事が必要と認める基準を満たしていること。